

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成24年第1回武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	平成24年8月29日（水）午後2時00分 ～2時30分
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：野田浩二、諸江大、池田まさ子、菊地茂、牧一彦 小野吉雄、菅原典子、西田勇、吉澤幹郎、吉田邦子 欠席者：なし
議 題	1 会長・副会長の選出 2 諮問事項
結 論	議題1について 会長は、野田委員。副会長は、諸江委員に決定。 議題2について 「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について意見を求める。」
○事務局 ●委員	<p>武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、会長・副会長は委員の互選により定めることとなっております。どのような方法がよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 推薦がいいと思います。 ○ 皆様も推薦で選出するということでもよろしいでしょうか。 ● 異議なし。 ○ 推薦の方法により選出したいと思います。それでは、会長の推薦についてご意見をお願いします。 ● 学識経験のある野田委員がいいと思います。 ○ 野田委員の推薦がありましたがご異議ありませんか。 ● 異議なし。 ○ それでは、異議なしと認め、野田委員を会長に決定させていただきます。 (ここから野田会長が司会・進行を行う。) ● まず副会長の互選についてお諮りします。副会長の互選について、どのような方法がよろしいでしょうか。

推薦がいいと思います。
推薦がいいとのご意見をいただきました。副会長の選出についても推薦でよろしいでしょうか。
異議なし。
では、推薦の方法により選出したいと思います。それでは、副会長の推薦についてご意見ををお願いします。
諸江委員がいいと思います。
諸江委員の推薦がありましたらご異議ありませんか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め、諸江委員が副会長に決定させていただきます。
(ここで会長と副会長が公室で諮問を受ける。)
ただいま市長より「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について意見を求める」という諮問を受けました。よってこの審議会は計画の改訂について御審議いただく場となります。
それでは次に環境課長より審議会について説明をしていただきたいと思います。

○ それでは、「武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会」について説明させていただきます。

本市では、ごみの減量・再資源化に努めており、循環型社会の構築を目指してまいりました。しかし分別・再資源化に要する財政負担が増大するなどの課題を抱えており、更なるごみ減量への取組みが必要とされています。

審議会では、市が直面しているさまざまなごみ処理に関する課題について諮問を受け、多角的な視点からその問題について検討し、ごみ減量のために必要な方策などを答申します。

「審議会の目的」ですが、市における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするなどことを目的としています。

次に「委員の構成」ですが、一般廃棄物の減量等に関する市民の意見を集約するため、幅広い構成としており、本市の場合、市民、廃棄物処理業者、事業者、学識経験者等10人で構成しています。

「法律の規定」ですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されており、第5条の7では、市町村区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、審議会を置くことができること、審議会組織の運営に関しては、条例で定めることとしています。

次に「条例の規定」ですが、「武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」で規定されており、第7条では、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市長の付属機関として審議会を置き、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申を行い、委員の任期は2年としています。

「規則の規定」ですが、「武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」で規定されており、会長及び副会長は、委員の互選により選任すること、審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこと、また所掌事務としては、一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項、廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項などがあり、審議会の庶務は、環境課が行うことになっております。

次回開催日は、10月25日（木）午後2時から開催することと決定する。